

広報紙掲載基準

(趣旨)

第1条 この基準は、町が発行する広報紙に掲載するイベント、講座、会議及び募集等（以下「イベント等」という。）の案内の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(掲載できる記事の範囲)

第2条 広報紙に案内を掲載することができるイベント等は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 町又は町教育委員会が主催・共催・後援しているもの
- (2) 町以外の官公庁が主催・共催・後援・推薦している事業で、営利を目的としないもの
- (3) 公共的団体又は公共的施設が主催・共催・後援・推薦している事業で、営利を目的としないもの
- (4) 前各号に該当するもののほか、特に町民の便益に供すると判断できるもの

2 次の各号のいずれかに該当するものは、掲載しないものとする。

- (1) 町の品位、公共性又は公益性を損なうおそれがあるもの
- (2) 営利目的の宣伝又は広告活動になるもの
- (3) 政治的、宗教的又は選挙活動になるもの
- (4) 個人の宣伝になるもの
- (5) 掲載意図及び内容が明確でないもの
- (6) 前各号に掲げるもののほか、広報担当課長が掲載を不相当と認めたもの

(掲載する記事の優先順位)

第3条 広報紙に掲載する記事が通常使用する範囲を超える場合、町が主催・共催する記事の次に町以外の官公庁が主催・共催するものを優先する。

2 次に優先するものは、次の各号の項目を多く満たすものから掲載するものとする。ただし、同一主催者のイベント等の案内で、過去2か月以内に掲載したものはこの限りでない。

- (1) 町及び町以外の官公庁が後援するイベント等に関するもの
- (2) 参加費又は会費が無料のイベント等に関するもの
- (3) 開催地が町内であるもの
- (4) 町内在住者からの依頼であるもの
- (5) 町民生活に有益な内容であるもの

(広告の取扱い)

第4条 前条に該当しないイベント等又は前条に該当するイベント等であっても、通常使用する範囲を超えて紙面を割き掲載を希望する場合は、横瀬町有料広告掲載規則に基づく広告として取り扱うものとする。

(掲載の申込み)

第5条 広報紙に掲載を希望する者(以下「掲載希望者」という。)は、掲載依頼書に原稿等を添えて掲載希望月号の前月10日までに、まち経営課に提出しなければならない。ただし、所定の事項が記載されている書面によるものは、この限りでない。

(了解事項)

第6条 掲載希望者は、次のことを了解するものとする。

- (1) 掲載記事を町ホームページにも掲載すること
- (2) 会員名簿や活動状況についての書類の提出を求めた場合、それに応じられること
- (3) 掲載の可否及び掲載希望月の変更については、まち経営課に一任すること
- (4) 原稿内容は、まち経営課において編集すること

附 則

この基準は、平成21年5月1日から施行する。